

協定項目の協議状況

協定項目	承認	主な調整内容	
1 合併の方式		次回提案予定。(第1回協議会での確認内容:原則として、堺市への編入合併を前提に協議を行う。)	
2 合併の期日		次回提案予定。(第1回協議会での確認内容:合併特例法の期限内の早い時期を目途とする。)	
3 市の名称		次回提案予定。(第1回協議会での確認内容:合併の方式を前提として決定していく。)	
4 事務所の位置		次回提案予定。(第1回協議会での確認内容:合併の方式を前提として決定していく。)	
5 財産及び公の施設の取扱い		美原町の財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぎます。	
6 市議会の議員の定数及び任期の取扱い		次回提案予定。	
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		美原町の農業委員会の選挙による委員については、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用します。	
8 地方税の取扱い		堺市制度で実施。一部不均一課税とし、5年以内に調整します。	
9 一般職の職員の身分の取扱い		美原町の一般職の職員は、堺市の職員として引き継ぎます。	
10 地域審議会の取扱い		現在の美原町の区域に「堺市美原地域審議会」を設置します。	
11 特別職の職員の身分の取扱い		次回提案予定。	
12 条例・規則の取扱い		原則として堺市の条例・規則を適用します。ただし、各種協定項目の協議結果を踏まえ、条例・規則の整備を行います。	
13 組織・機構の取扱い		現在の美原町役場については、美原区を設置するまでは、美原町域を所管する支所とします。	
14 一部事務組合等の取扱い		原則として堺市制度で実施しますが、美原町のみが加入している狭山・美原医療保健センター、南河内清掃施設組合、富美山環境事業組合については、現行制度を存続し、新市において調整します。	
15 消防団の取扱い		美原町消防団は、活動区域を美原町域に限定し存続します。	
16 使用料・手数料の取扱い		原則として堺市制度で実施しますが、住民生活に急激な変化をもたらすものについては、当面はそれぞれの制度を存続するなどとしています。	
17 公共的団体等の取扱い		原則として堺市制度で実施しますが、それぞれの制度の相違や団体の意向を考慮し新市で調整するものもあります。	
18 補助金・交付金等の取扱い		原則として堺市制度で実施しますが、住民生活に急激な変化をもたらすものについては、当面はそれぞれの制度を存続するなどとしています。	
19 町名・字名の取扱い		美原町域については、町名・字名の前に「美原町」を冠します。	
20 各種福祉制度の取扱い		原則として堺市制度で実施しますが、住民生活に急激な変化をもたらすものについては、当面はそれぞれの制度を存続するなどとしています。	
21 慣行の取扱い		原則として堺市の制度に統一しますが、美原町民憲章、美原町の木、花は美原町域のものとして伝承していきます。	
22 国民健康保険事業の取扱い		当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整します。	
23 介護保険事業の取扱い		当面はそれぞれの制度を存続し、平成18年度から統一します。基金残額の取扱いについては、新市で調整します。	
24 各種事務事業の取扱い	企画関係 広報広聴関係 財務・会計関係 総務関係 防災関係 生活関係 人権関係 環境関係 文化振興関係	産業振興関係 保健・衛生関係 都市計画関係 土木・公園関係 上下水道関係 学校教育関係 生涯学習関係 その他	原則として堺市制度で実施しますが、住民生活に急激な変化をもたらすものについては、当面はそれぞれの制度を存続するなどとしています。 総務関係のみ一部次回提案予定事項あり。 ・議会議員及び農業委員会委員報酬 ・審議会・委員会委員等その他非常勤報酬 など
25 市町村建設計画		大阪府との協議が調い、策定を終了しました。	

調整内容の詳細につきましては、ホームページや両市町の情報提供窓口に配架の協議会資料をご覧ください。